

2026年1月20日

各位

伊達信用金庫
理事長 館崎 雄二

当金庫元嘱託職員の不祥事に関する判決について

本日、札幌地方裁判所室蘭支部において、当金庫元嘱託職員（2025年8月29日付懲戒解雇）に対して、窃盗の罪で「拘禁刑3年」の判決が下されました。

この元嘱託職員は、2025年8月30日に公表した不祥事件の当事者であり、札幌地方裁判所室蘭支部において公判中であります。

社会的・公共的な役割を担い、お客様の信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省するとともに、お客様、地域の皆様、会員の皆様をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当金庫は二度とこのような不祥事件が発生しないよう再発防止に取り組むとともに、法令順守の徹底、内部管理態勢の強化を図り、お客様からの信頼回復に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
伊達信用金庫 リスク統括グループ
電話番号 0142-23-3536
受付時間：平日 午前9時から午後5時まで